

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

北陸電力株式会社

営業本部 営業部長 多賀 淳二



平成 26 年 12 月 26 日付貴法人からの質問書に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいております、標記質問書について、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. 早収料金制度の選択制について

- (1) 銀行口座振替について、約 8 割のお客さまにご利用いただいております。
- (2) 弊社銀行口座振替制度は、検針日から 10 日目頃、20 日目頃および 40 日目頃の合計 3 回の振替日を設定しております。
- (3) 振替日は早収料金適用期間内に 2 回（検針日から 10 日目頃、20 日目頃）、早収料金適用期間経過後に 1 回（40 日目頃）、振替日を設定しております。
- (4) お客さまが弊社へ事前に遅収料金でのお支払いを希望される旨をお伝えいただいた場合、早収料金適用期間内の振替を中止し、早収料金適用期間経過後に振替いたします。
- (5) 遅収料金でのお支払いを希望される事による振替中止件数は管理しておりません。
- (6) クレジットカード払いについて、約 1 割のお客さまにご利用いただいております。
- (7) 検針日から 14 日目頃にクレジットカード会社から立替払いいただいております。
- (8) 早収料金適用期間内に立替払いいただいております。
- (9) お客さまが弊社へ事前に遅収料金でのお支払いを希望される旨をお伝えいただいた場合、クレジットカード会社への請求を中止し、弊社指定の振込票にてお支払をお願いしております。
- (10) 遅収料金でのお支払いを希望される事によるクレジットカード会社への請求中止件数は管理しておりません。

2. 遅収加算額の根拠について

- (1) お客さまが、早収料金と遅収料金のいずれかを支払時期に応じて選択できる制度としております。
- (2) 早期にお支払いいただいたほうが、電気料金の徴収にかかる費用がより小さくなることを考慮し、早収料金適用期間内にお支払いいただく場合には早収料金を適用することとしております。
- (3) 早収料金適用期間経過後にお支払いいただいた場合に発生する費用を参考に設定したものです。

3. 支払期日について

- (1) そのような規定は存在いたしません。
- (2) 昭和 63 年に「延滞利息」に関する規定を廃止いたしました。
- (3) 当該規定は、お客さまが支払時期に応じて、早収料金を早収料金適用期間内にお支払いされること、または遅収料金を早収料金適用期間経過後支払期限日内にお支払いされることのいずれかを選択できるものです。また早収料金に加えられる 3%の金額は、遅収料金という電気料金の一部であって、遅延損害金ではございません。

したがって、約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定は、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものでなく、消費者契約法 10 条に反しないと考えております。

弊社回答に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上